



2012年9月12日

各 位

会社名 イオンクレジットサービス株式会社  
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 神谷 和秀  
(コード番号 8570 東証第一部)  
問合せ先 取締役兼専務執行役員 若林 秀樹  
(TEL 03-5281-2057)

会社名 株式会社イオン銀行  
代表者名 代表取締役社長 森山 高光  
問合せ先 取締役兼専務執行役員 渡邊 廣之  
(TEL 03-5280-6502)

**イオンクレジットサービス株式会社と株式会社イオン銀行による株式交換契約締結  
及び持株会社体制への移行を目的とする経営統合契約締結のお知らせ**

イオンクレジットサービス株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役兼社長執行役員：神谷 和秀、以下「イオンクレジットサービス」といいます。）と株式会社イオン銀行（本社：東京都江東区、代表取締役社長：森山 高光、以下「イオン銀行」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会決議において、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）について経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結すること、及び、本経営統合の一環として、2013年1月1日（予定）を効力発生日として、イオンクレジットサービスを株式交換完全親会社、イオン銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結することをそれぞれ決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、イオンクレジットサービス及びイオン銀行は、本経営統合契約において、概要、2013年4月1日（予定）を効力発生日として、イオンクレジットサービスが、イオン銀行に対し、クレジットカード事業に関する権利義務（ただし、当事者が別途合意した権利義務を除きます。）を承継する会社分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行うこと、及び、同社が新たに設立する完全子会社（以下「新イオンクレジットサービス」といいます。）に対し、それ以外の事業に関する権利義務（ただし、当事者が別途合意した権利義務を除きます。）を承継する会社分割（以下「本吸收分割」とい）、本吸收分割と本吸收分割をあわせて、以下「本吸收分割」といいます。）を行うことを合意しており、本株式交換及び本吸收分割により、イオンクレジットサービスは、銀行業務及びクレジットカード事業等を営む子会社を有する、持株会社（銀行持株会社）に移行し、商号をイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「イオンフィナンシャルサービス」といいます。）に変更する予定です。

本経営統合は、イオンクレジットサービス及びイオン銀行それぞれの株主総会での承認と法令上必要な関係当局の認可取得等を条件としております。

## 記

### 本経営統合について

#### 1. 本経営統合の背景と目的

イオンクレジットサービスは、電子マネーや銀行代理業をはじめとした、フィービジネスの拡大、海外11の国・地域での事業展開等を強化し、事業構造の転換を推進した結果、業績回復を実現しました。しかしながら、IT企業や携帯電話会社などの新規参入により競争は更に激化しており、新たな成長戦略を描く必要があると考えております。

イオン銀行は2007年の開業以来、イオンクレジットサービスをはじめとするイオングループ各社との連携や、「イオンカードセレクト」を活かした預金口座の獲得、住宅ローンの強化とともに、店舗・ATMネットワークを拡張し、2012年3月期に、単年度黒字化を実現することができました。しかしながら、持続的かつ安定した成長に向け、収益基盤をより強固なものとし、企業価値の更なる向上を図る必要があると考えております。

両社は、今後、お客さま視点に立った、さらに利便性の高い金融サービスを提供していく為には構造改革により、クレジット、銀行、保険、電子マネー事業を中心とした他の金融機関には無い、小売業と金融業が融合した総合金融グループの構築が不可欠と考えております。

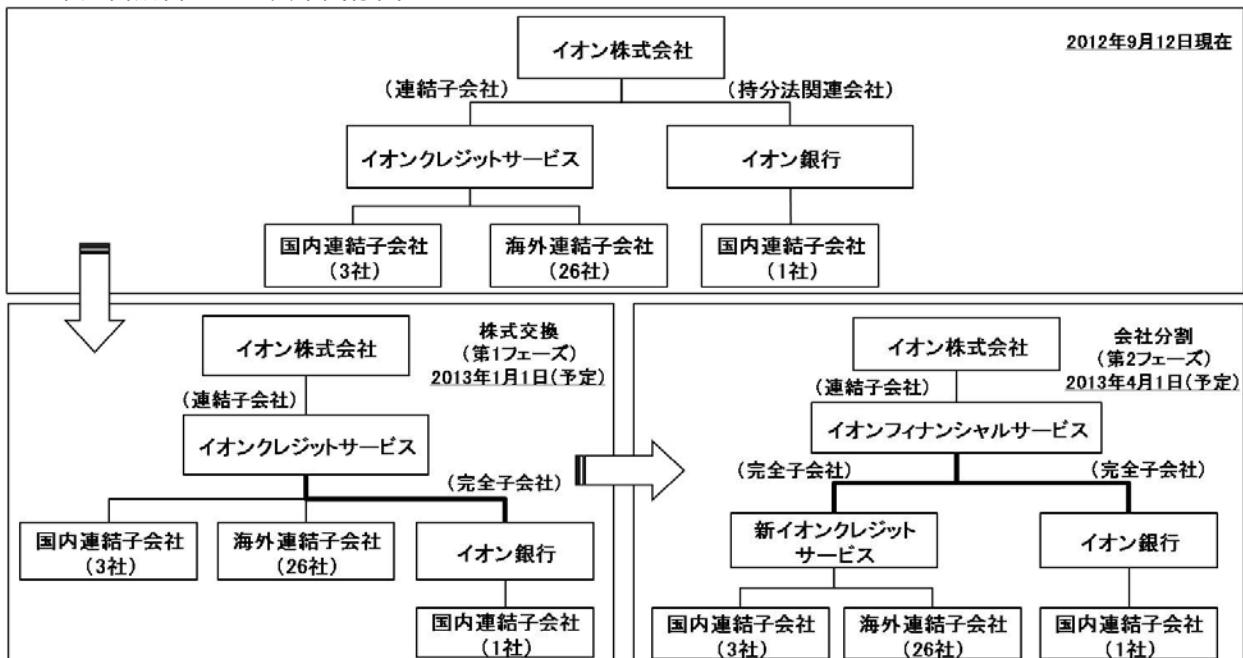
このような背景を踏まえ、両社は、本経営統合により、小売業発の金融事業として、購買情報及び金融資産情報の融合により、“安全・安心、お得で便利な”金融商品・サービスを提供していくことで、お客さま満足の最大化を図ってまいります。

また、さらなる人材育成を通じて、これまで以上に、グローバルに活躍する組織体制を目指してまいります。

#### 2. 本経営統合後の姿

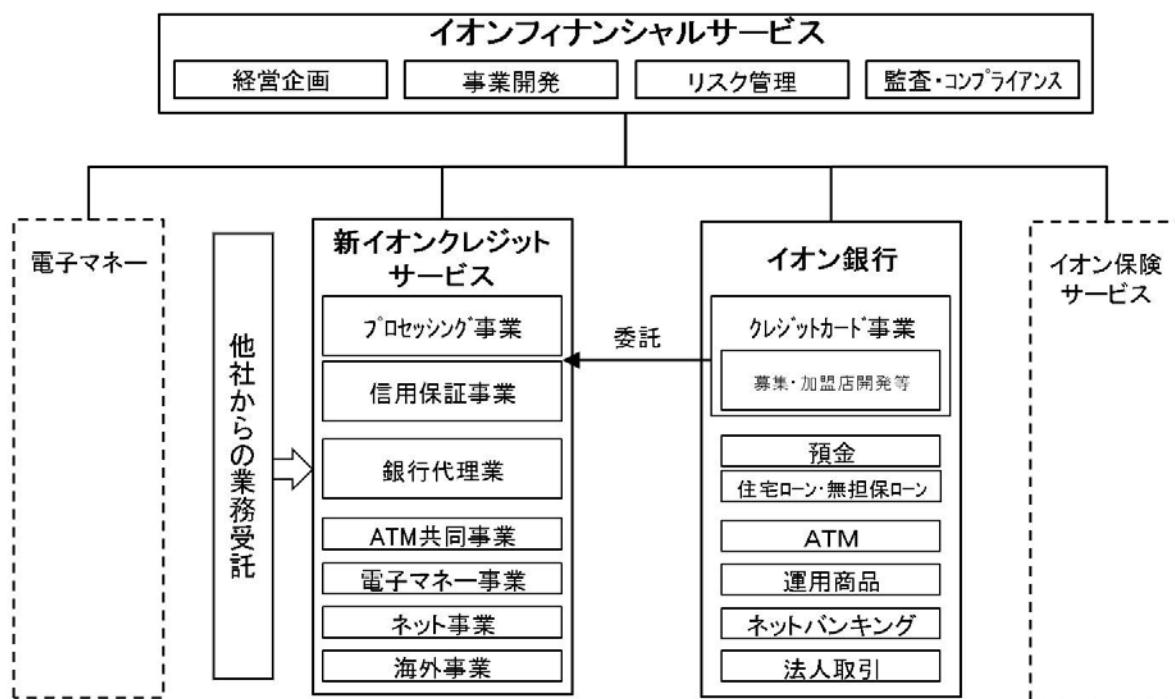
本経営統合後の姿は、下記の 本経営統合に至る資本関係図及び 本経営統合後の事業概要図のとおりです。なお、イオンクレジットサービス及びイオン銀行の持分法関連会社は省略しております。

本経営統合に至る資本関係図



(注) 現行のイオンクレジットサービスの海外連結子会社の株式の移転については、各国の規制・当局の決定、命令、判断又は要請に従うこととなり、イオンフィナンシャルサービスが当該株式を継続保有する可能性があります。

## 本経営統合後の3社の事業概要図



(注) 上図の点線括弧内は、中長期的な概要図です。

### 3. 本経営統合による基本戦略

イオンクレジットサービス及びイオン銀行は、本経営統合により、両社の強みを活かしたシナジーを創出することと持株会社（銀行持株会社）を中心に両社の成長戦略を加速させることにより、企業価値の向上を目指してまいります。

#### 【シナジーの創出のための施策】

両社は、イオン銀行の資金調達機能を活かし、融資事業をイオン銀行に集約するとともに、世帯収入や金融資産情報を基にした与信基準の導入等により、さらに低利で安定的な融資の実現に取り組んでまいります。

両社は、イオンカードのお申込み情報と、店頭でのお買い物情報による分析に加え、イオン銀行の情報を活用することによって、より効果の高いデータベースマーケティングを実現することにより、お客様のライフイベントに応じたご提案が可能となります。

銀行持株会社イオンフィナンシャルサービスの発足により、新イオンクレジットサービスはアジア新興国での事業展開をさらに強化することができます。

持株会社体制のもと、重複部門を集約し、営業部門への人員シフトによる生産性の向上を図るとともに、これまで培ってきた、顧客サービス力、効率的なオペレーションと、コンプライアンス・ガバナンス体制の充実に取り組んでまいります。

## 4. 本経営統合の要旨

### (1) 本経営統合の方式

本経営統合は、以下の株式交換と吸収分割の方法により実施する予定です。

#### 【第1フェーズ】本株式交換

イオンクレジットサービスを株式交換完全親会社、イオン銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

#### 【第2フェーズ】本吸収分割

イオンクレジットサービスの会社分割による持株会社化を実施します。すなわち、イオンクレジットサービスは、会社分割によってクレジットカード事業に関する権利義務をイオン銀行に承継し、それ以外の事業に関する権利義務を新イオンクレジットサービスに承継する予定です（ただし、それぞれ、当事者が別途合意した権利義務を除きます。）。なお、本吸収分割の効力が生ずることを条件として、イオンクレジットサービスは、その商号を「イオンフィナンシャルサービス株式会社」に変更する予定です。また、本吸収分割等の具体的な内容については、詳細が確定次第、速やかにお知らせいたします。イオン銀行は、プロセッシング、銀行代理業その他別途合意した業務の遂行を新イオンクレジットサービスに対して委託する予定です。

### (2) 本経営統合の日程

本株式交換・本経営統合契約締結取締役会決議日（両社）	2012年9月12日
本株式交換契約・本経営統合契約締結日	2012年9月12日
本株式交換承認株主総会基準日公告日（イオンクレジットサービス）	2012年9月12日（予定）
本株式交換承認株主総会基準日（イオンクレジットサービス）	2012年9月30日（予定）
本株式交換承認株主総会開催日（両社）	2012年11月21日（予定）
本株式交換効力発生日	2013年1月1日（予定）
本吸収分割取締役会決議日（三社）	2013年1月中（予定）
本吸収分割契約書締結日	2013年1月中（予定）
本吸収分割に関して必要となる株主総会基準日公告	2013年1月中（予定）
本吸収分割に関して必要となる株主総会基準日	2013年1月中（予定）
本吸収分割に関して必要となる株主総会開催日	2013年2月中（予定）
本吸収分割効力発生日	2013年4月1日（予定）

（注1）本経営統合の日程は、今後手続を進める中で、当事者間による協議の上、変更する場合があります。

（注2）三社とは、イオンクレジットサービス、イオン銀行、新イオンクレジットサービスを表しております。

## 本株式交換について

### 1. 本株式交換の要旨

#### (1) 本株式交換の日程

前記「**本経営統合について**」**4. 本経営統合の要旨**（**2. 本経営統合の日程**）をご参照下さい。

#### (2) 本株式交換の方式

イオンクレジットサービスを株式交換完全親会社とし、イオン銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

#### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	イオンクレジットサービス (株式交換完全親会社)	イオン銀行 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	23.7

（注1）本株式交換に係る株式の割当比率

イオン銀行の株式（普通株式、A種普通株式及びB種普通株式）いずれの1株に対しても、イオンクレジットサービスの普通株式23.7株を割当て交付します。ただし、イオンクレジットサービスが保有するイオン銀行のB種普通株式200,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注2）本株式交換により発行するイオンクレジットサービスの新株式数

普通株式：42,660,000株（予定）

#### (4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

イオン銀行は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

## 2. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

#### (1) 算定の基礎及び経緯

普通株式

イオンクレジットサービス及びイオン銀行は、普通株式に係る株式交換比率（以下「普通株式交換比率」といいます。）の公正性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に普通株式交換比率の算定を依頼することとし、イオンクレジットサービスは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、イオン銀行はL.A.コンサルティング株式会社（以下「L.A.コンサルティング」といいます。）を、本株式交換に係る普通株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

イオンクレジットサービス及びイオン銀行は下記の算定結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で普通株式の交換比率について慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。その過程において、「小売業と金融業の融合」、「ショッピングセンター内での365日リテール・バンキングサービスの提供」を事業コンセプトとするイオン銀行のビジネスモデルと、既存の銀行のビジネスモデルが異なることから、類似会社比較法の考え方等について、様々な議論を重ねてまいりました。その結果、本日最終的に上記1.（3）記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意しました。

野村證券は、イオンクレジットサービス株式については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析（2012年9月11日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部

におけるイオンクレジットサービス株式の基準日終値、直近1週間の終値平均株価、直近1ヶ月間の終値平均株価、直近3ヶ月間の終値平均株価、ならびに直近6ヶ月間の終値平均株価)による算定を行うとともに、イオンクレジットサービスには比較可能な上場類似企業が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため配当割引モデル分析法(以下「DDM法」といいます。)を採用して算定を行いました。イオン銀行については非上場会社であるものの、イオンクレジットサービスと同様に類似会社比較法及びDDM法を、それぞれ採用して算定を行いました。その結果として、イオンクレジットサービス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
イオンクレジットサービス	イオン銀行	
市場株価平均法	類似会社比較法	7.4~22.5
類似会社比較法	類似会社比較法	11.0~24.5
DDM法	DDM法	22.3~36.0

一方、L.A.コンサルティングは、イオンクレジットサービス株式については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析(2012年9月11日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるイオンクレジットサービス株式の直近1ヶ月間の終値平均株価、直近3ヶ月間の終値平均株価、ならびに直近6ヶ月間の終値平均株価)による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定を行いました。イオン銀行株式については将来の事業活動の状況を評価に反映するDDM法による算定を行いました。なお、類似会社比較法等のマーケットアプローチについては、イオン銀行と類似する会社の選択が困難なことから採用しないこととしました。その結果として、イオンクレジットサービス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
イオンクレジットサービス	イオン銀行	
市場株価平均法	DDM法	22.1~28.8
DCF法	DDM法	20.8~30.1

野村證券は、普通株式交換比率の算定に際して、イオンクレジットサービス及びイオン銀行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、野村證券はイオンクレジットサービス、イオン銀行及びそれらの関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率算定は、2012年9月11日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、イオンクレジットサービス及びイオン銀行の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、イオンクレジットサービス及びイオン銀行の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

L.A.コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、イオンクレジットサービス及びイオン銀行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、L.A.

コンサルティングは、イオンクレジットサービス、イオン銀行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えてイオンクレジットサービス及びイオン銀行の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、イオンクレジットサービス及びイオン銀行の各々の経営陣により現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。L.A.コンサルティングによる株式交換比率の算定は、2012年9月11日現在までの上記情報等を反映したものであり、株式交換比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

なお、野村證券及びL.A.コンサルティングがDDM法の前提としたイオン銀行の利益計画は、住宅ローン・無担保ローン事業及び電子マネー事業の強化、法人向けサービスの本格化により大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。

#### 種類株式

イオンクレジットサービス及びイオン銀行は、イオン銀行が発行しているA種普通株式及びB種普通株式について、その配当請求権や残余財産分配請求権がそれぞれ普通株式と同一であり、現在、A種普通株式1株又はB種普通株式1株に対して普通株式1株を対価とする取得請求権の行使期間中であること等に鑑み、A種普通株式1株又はB種普通株式1株に対しては、普通株式と同様に、イオンクレジットサービスの普通株式23.7株の割合をもって割り当てるごとに合意・決定いたしました。

#### （2）算定機関との関係

イオンクレジットサービスの算定機関である野村證券は、イオンクレジットサービス及びイオン銀行の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、イオン銀行の算定機関であるL.A.コンサルティングは、イオンクレジットサービス及びイオン銀行の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### （3）公正性を担保するための措置

両社は、ともに第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得していませんが、本株式交換の公正性を担保するため、イオンクレジットサービス及びイオン銀行は、上記2.（1）に記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に普通株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、両社で慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。また、イオンクレジットサービスは森・濱田松本法律事務所を、イオン銀行は弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所を、それぞれ法務アドバイザーとして選定し、本経営統合の手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受け、当該助言を踏まえ、本株式交換契約及び本経営統合契約締結の決議を行っております。

#### （4）利益相反を回避するための措置

イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）は、2012年2月20日現在、イオンクレジットサービスの総議決権の50.32%（発行済株式総数の45.60%）を保有しており、イオンクレジットサービスはイオンの連結子会社に該当します。また、イオンは、2012年3月31日現在、イオン銀行の総議決権の38.75%（発行済株式総数の53.25%）を保有しており、イオン銀行はイオンの持分法適用関連会社に該当します。

このような資本関係にあることから、イオンの取締役兼代表執行役副社長及びイオンクレジットサービスの取締役を兼任している森美樹氏、イオンの取締役及びイオン銀行の取締役を兼任している林直樹

氏及び豊島正明氏、イオンの総合金融事業共同最高経営責任者及びイオン銀行の取締役を兼任している原口恒和氏は、株式交換当事者における意思決定の公正性を担保し、イオンと株式交換当事者の少数株主との利益相反のおそれを回避する観点から、本株式交換比率の決定及び本株式交換契約の締結並びに本経営統合契約の締結に係るそれぞれの取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、本経営統合に関する協議・交渉には参加しておりません。

また、イオンの執行役及びイオン銀行の監査役を兼任している千葉清一氏及び平林秀博氏、イオンの執行役及びイオンクレジットサービスの監査役を兼任している西松正人氏、イオンの顧問及びイオンクレジットサービスの監査役を兼任している谷内寿照氏、イオンの特別顧問及びイオンクレジットサービスの監査役を兼任している山浦耕志氏は、イオンと株式交換当事者の少数株主との利益相反のおそれを回避する観点から、同様に本株式交換比率の決定及び本株式交換契約の締結並びに本経営統合契約の締結に係るそれぞれの取締役会の審議には参加しておりません。なお、上記を除く株式交換当事者のそれぞれの監査役全員は、本株式交換比率の決定及び本株式交換契約の締結並びに本経営統合契約の締結に係る本日開催の取締役会の審議に参加し、本株式交換契約及び本経営統合契約を締結することに異議はありません。

なお、イオンクレジットサービスは、コーポレートガバナンス報告書に記載のとおり、イオン及び同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しており、その事業におきましては、グループ企業の5兆円を超える売り上げ規模を活かし、シナジーの最大化を図るとともに、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオンとの協議、もしくはイオンへの報告を行うこととしております。

本株式交換契約及び本経営統合契約の締結にあたり、イオンクレジットサービスは、イオンと、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、少数株主にとって不利益とならないよう、利益相反のおそれがある立場にある者は審議又は決議に参加せずに、独自の経営判断に基づき決議しております。また、イオン銀行においても、同様に利益相反のおそれがある立場にある者は審議又は決議に参加しておりません。本株式交換契約及び本経営統合契約の締結により、イオンクレジットサービスはイオン及びそのグループ企業との連携、シナジーの最大化を図ることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。

### 3. 本株式交換の当事者の概要

(1) 名 称	イオンクレジットサービス	イオン銀行
(2) 本 店 所 在 地	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	東京都江東区枝川一丁目9番6号
(3) 代表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役兼社長執行役員 神谷 和秀	代表取締役社長 森山 高光
(4) 事 業 内 容	クレジットカード事業、 クレジット周辺事業、銀行代理業	銀行業、保険代理業
(5) 資 本 金	15,466,500千円	51,250,000千円
(6) 設 立 年 月 日	1981年6月20日	2006年5月15日
(7) 発 行 済 株 式 数	144,697,208株(2012年5月20日現在)	2,000,000株
(8) 決 算 期	2月末	3月末
(9) 従 業 員 数	6,208人(連結)(2012年2月20日現在)	847人(単体)(2012年3月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	加盟店、個人	個人、法人

(11) 主要取引銀行	(株)みずほコーポレート銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)三井住友銀行					
(12) 大株主及び持株比率(%) (2012年2月20日現在)	イオン(株)	45.60	イオン(株)	53.25		
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	4.80	(株)みずほコーポレート銀行	3.00		
	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	4.59	(株)三井住友銀行	3.00		
	マックスバリュ西日本(株)	1.69	三菱商事(株)	3.00		
	ミニストップ(株)	1.46	(株)横浜銀行	2.00		
(13) 当事者間の関係						
資本関係	イオンクレジットサービスはイオン銀行が発行するB種普通株式(無議決権)(発行済株式総数の10%に相当)を保有しております。また、イオンクレジットサービスの親会社であるイオンはイオン銀行の発行済普通株式総数の53.25%に相当する数の株式(総議決権の38.75%)を保有しております。					
人目的関係 (2012年2月20日現在)	イオンクレジットサービスからイオン銀行への出向者は3名、イオン銀行からイオンクレジットサービスへの出向者は104名となっております。					
取引関係	イオンクレジットサービスはイオン銀行と銀行代理業務契約及び保証委託契約を締結しております。また、ATMにかかる共同事業を行っております。					
関連当事者への該当状況	イオン銀行は、イオンクレジットサービスの関連当事者には該当しません。また、イオン銀行の関係者及び関係会社は、イオンクレジットサービスの関連当事者には該当しません。一方、イオンクレジットサービスはイオン銀行のその他の関係会社の子会社として関連当事者に該当します。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	イオンクレジットサービス			イオン銀行		
	2010年 2月期 (連結)	2011年 2月期 (連結)	2012年 2月期 (連結)	2010年 3月期 (単体)	2011年 3月期 (連結)	2012年 3月期 (連結)
純資産	176,717	180,199	181,852	52,731	52,786	56,955
総資産	866,364	901,578	907,658	706,724	997,535	1,217,407
1株当たり純資産(円)	994.42	1,015.17	1,012.52	26,365.67	26,393.12	28,471.63
営業収益(経常収益)	172,430	169,191	169,853	12,651	19,652	34,457
経常利益又は 経常損失( )	20,424	20,823	24,268	12,898	2,723	4,411
当期純利益	197	9,540	8,988	13,103	1,978	4,273
1株当たり当期純利益又は当期純損失( )(円)	1.26	60.83	57.30	7,703	989.28	2,136.90
1株当たり配当金(円)	40.00	40.00	45.00	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注)持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

## 本株式交換後の状況

### 1. 本株式交換後の株式交換完全親会社（連結）の状況

(1) 名 称	イオンクレジットサービス株式会社
(2) 本 店 所 在 地	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役兼社長執行役員：神谷 和秀
(4) 事 業 内 容	クレジットカード事業、クレジット周辺事業、銀行代理業
(5) 決 算 期	3月末

（注1）イオンクレジットサービスは、本株式交換の効力発生を停止条件として、その決算期を3月末に変更する予定です。詳細につきましては、イオンクレジットサービスの公表に係る本日付「臨時株主総会の開催及び臨時株主総会招集のための基準日設定並びに決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

（注2）資本金、純資産、総資産については、今後確定次第お知らせ致します。

### 2. イオンクレジットサービスの役員構成

現時点において、本株式交換後のイオンクレジットサービスの役員構成に変更の予定はございません。なお、今後の検討の結果、追加又は変更する場合、2012年11月開催予定の臨時株主総会に付議する予定です。

### 3. 会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理は、企業結合会計基準における「取得」に該当するためパーチェス法を適用し、のれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、その金額は現時点では確定しておりません。

### 4. 今後の見通し

本株式交換が、イオンクレジットサービスの連結業績予想に与える影響は現時点では未定です。詳細が判明次第お知らせいたします。

## 本吸收分割について

本吸收分割に係る分割契約は2013年1月中に締結する予定であり、現時点で具体的な内容は決定しておりませんが、本吸收分割は、本日現在、概要以下の内容で行われる予定です。

### 1. 本吸收分割の要旨

#### (1) 本吸收分割の日程

前記「**本経営統合について**」**4. 本経営統合の要旨**、**(2) 本経営統合の日程**をご参照下さい。

#### (2) 本吸收分割の方式

本吸收分割 として、イオンクレジットサービスを吸收分割会社、イオン銀行を承継会社とする吸收分割を行い、本吸收分割 として、イオンクレジットサービスを吸收分割会社、新イオンクレジットサービスを承継会社とする吸收分割を行います。

#### (3) 本吸收分割に係る割当ての内容

本吸收分割 についてはイオンクレジットサービス及びイオン銀行が、本吸收分割 についてはイオンクレジットサービス及び新イオンクレジットサービスが、それぞれ別途合意の上、定める予定です。

#### (4) 本吸收分割により減少する資本金の額

本吸收分割 及び本吸收分割 ともに未定です。

#### (5) 本吸收分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

イオンクレジットサービスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりますが、当該新株予約権及び新株予約権付社債に基づく義務を、イオン銀行及び新イオンクレジットサービスに移転又は承継させない予定です。

#### (6) 承継会社が承継する権利義務

本吸收分割 に際して、イオン銀行は、イオンクレジットサービスがクレジットカード事業に関して有する権利義務（ただし、当事者が別途合意した権利義務を除きます。）を、吸收分割契約に定める範囲で承継する予定です。

また、本吸收分割 に際して、新イオンクレジットサービスは、イオンクレジットサービスがイオン銀行に承継される事業以外の事業に関して有する権利義務（ただし、当事者が別途合意した権利義務を除きます。）を吸收分割契約に定める範囲で承継する予定です。

#### (7) 債務履行の見込み

イオン銀行及び新イオンクレジットサービスがそれぞれ承継する権利義務の詳細が未定であるため、現時点では債務履行の見込みは不明であるものの、本吸收分割により、イオン銀行及び新イオンクレジットサービスが負担することとなる債務につきましては、履行の見込みに問題がないように承継する権利義務を定める予定です。

### 2. 本吸收分割の当事会社の概要

イオンクレジットサービス及びイオン銀行については、前記「**本株式交換について**」**3. 本株式交換の当事者の概要**をご参照下さい。

なお、新イオンクレジットサービスは現在設立されておらず、その概要は未定です。

### 3. 分割する事業部門の概要

上記**1. (6)**をご参照下さい。その他の詳細は未定です。

## 本経営統合（本吸収分割）後の状況

### 1. 本経営統合（本吸収分割）後の上場会社（持株会社）の状況

(1) 名 称	イオンフィナンシャルサービス株式会社 英文社名：AEON Financial Service Co.,Ltd.
(2) 本 店 所 在 地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
(3) 事 業 内 容	銀行持株会社（子会社の経営管理及びこれに附帯する業務）
(4) 決 算 期	3月末

（注1）イオンクレジットサービスは、2013年4月1日（予定）に、本経営統合（本吸収分割）の効力が生ずることを条件として、その商号を「イオンフィナンシャルサービス株式会社」に変更する予定です。

（注2）代表者の役職・氏名、資本金、純資産、総資産については、今後確定次第お知らせ致します。

### 2. イオンフィナンシャルサービスの役員構成

イオンクレジットサービス及びイオン銀行は、イオンフィナンシャルサービスの役員構成について、本吸収分割の効力発生日においてイオンクレジットサービスの役員が過半数を占める予定であることを合意しておりますが、現時点では具体的な人選は決定しておりません。決定次第速やかに開示してまいります。

### 3. 会計処理の概要

本吸収分割 及び本吸収分割 は、完全親子会社間の取引であるため、企業結合会計基準における「共同支配下の取引」に該当するため、のれん（又は負ののれん）は発生しない見込みです。

### 4. 今後の見通し

イオンフィナンシャルサービスとしての業績見通し等につきましては、現在策定中であり、決定後速やかに公表することとしております。

以 上

ご注意：本プレス・リリースは、イオンクレジットサービス株式会社及び株式会社イオン銀行の株式交換契約の締結及び経営統合契約の締結に際して一般に公表するためのプレス・リリースであり、イオンクレジットサービス株式会社又は株式会社イオン銀行の発行する株式その他の有価証券への投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、このプレス・リリースに記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在イオンクレジットサービス株式会社又は株式会社イオン銀行が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、法的規制、他社との競争環境、調達金利及び運用利回りの変動、為替動向その他のリスク要因により、この報道発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。